

判決年月日	平成30年3月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10085号		
○ 名称を「電力変換装置」とする発明について、引用発明に正反対の技術思想を有する周知技術を適用する動機付けはないから、当業者は、相違点に係る本件発明の構成を容易に想到することはできないとした事例。			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第5770412号, 異議2016-700153号

判 決 要 旨

名称を「電力変換装置」とする発明に係る原告の特許(本件特許)について、特許異議の申立てがされた。特許庁は、本件特許の請求項1に係る発明(本件発明1)は、進歩性を欠くなどとして、本件特許を取り消した。本判決は、概要、以下のとおり、引用発明に周知技術(本件周知技術)を適用する動機付けはないから、当業者は、相違点に係る本件発明1の構成を容易に想到することはできないなどとして、本件異議決定を取り消した。

(1) 引用発明は、モータの回生モードにおいて、ボディダイオードに電流を流し、ボディダイオードにおいて回生電力を損失させるという課題解決手段を採用したものである。一方、本件周知技術は、寄生ダイオード側に電流を流さず、発熱損失を低減させるというものであるから、引用発明の課題解決手段と正反対の技術思想を有するものである。したがって、当業者は、引用発明におけるモータの回生モードにおいて、正反対の技術思想を有する本件周知技術を適用することはない。

そして、引用例には、引用発明の電力変換装置において、力行モードを回生モードから切り離し、力行モードの動作のみを変更することを示唆するような記載はないから、当業者は、力行モードにおける動作のみを変更することを容易に想到することはない。

したがって、引用発明に本件周知技術を適用する動機付けはないというべきである。

(2) 仮に、当業者が、引用発明の電力変換装置のうち、モータの力行モードにおける動作のみを変更することを想到し得たとしても、引用発明は、ワイドバンドギャップ半導体の特性に基づくデッドタイムの短縮化により、これを解決しているものである。また、そもそも、引用発明における力行モードにおいて、同期整流によりパワートランジスタをオンにする余地はないから、当業者は、引用発明に、本件周知技術を適用しようとするものではない。

したがって、モータの力行モードを前提にした場合であっても、引用発明に本件周知技術を適用する動機付けはないというべきである。